次期環境基本計画施策体系(素案)

火期 垣 現 基 本 計 回 長期的な 目標	施策の方向	現状と課題	
I 環境に優しい脱 炭素社会、循環型社 会づくり	1 気候変動対策の 推進	・国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、本県における温暖化影響の深刻化を踏まえ、目標設定型排出量取引制度などの産業・業務部門の削減を促進するとともに、運輸部門や家庭部門における削減を更に推進する等緩和策に取組むと同時に、温暖化の影響に適切に対応する適応策にも取り組む必要がある。 ・本県の再エネポテンシャルは限定的であり、太陽光発電の導入は一定の成果が認められるものの、主に火力発電に依存するエネルギー供給体制のままでは地球温暖化の進行はとめられない。 ・また、災害の激甚化などにより、有事の際にエネルギー供給の途絶が長期化する恐れが高まっている。 ・このような状況をふまえ、地域の特徴を踏まえた多様な供給力(再生可能エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池等)や蓄電池などを組み合わせて効率的に活用するエネルギー地産地消を通して、低炭素化や有事におけるエネルギー供給の確保を図る必要がある。 ・業務用冷凍空調機器や使用済自動車の適正処理によるフロン類の管理の適正化を促進する必要がある。	1 産業・業務部門における温室効果ガス排出削減対策の推進
			2 家庭部門におけるライフスタイルの転換
			3 運輸部門における環境配慮の推進
			4 CO2以外の温室効果ガス対策と森林吸収源対策の推進
			5 再生可能エネルギーの普及推進
			6 エネルギーの効率的な利用の推進
			7 気候変動への適応策の推進
	2 資源の有効利用 の推進	・本県では一般廃棄物の最終処分場の一人当たりの残余量が全国最低水準で新たな最終処分場の確保も困難であるため、可能な限り最終処分量 を削減し、また、限りある資源の有効利用の観点からも食品ロス削減、プラスチックの有効利用など廃棄物の排出抑制やリサイクルを推進する必要	
		がある。 ・廃棄物処理の過程で発生するエネルギーは、一部の施設では周辺施設への熱供給や発電に利用されているが、まだ十分活用されていない。	9 廃棄物及び廃棄物エネルギーの有効活用の推進
	3 廃棄物の適正処 理の推進	・廃棄物の不適正処理は現在も継続して発生しており、不適正処理を撲滅するためには、排出事業者への指導の強化や悪質な事業者に対する監視・指導、行政処分を行う必要がある。	10 廃棄物の適正処理の推進
		・災害が頻発化・激甚化しており、初動の迅速化、関係団体・事業者との連携強化や廃棄物処理施設による災害対応力の強化が必要である。	11 廃棄物処理のレジリエンス及び継続性の強化
Ⅱ 安心、安全で恵 み豊かな環境づくり	4 みどりの保全と創 出	・本県の緑地率は減少している(H19:55.2%→H29:52.7%)。特に、平地林面積は10年間で1割以上減少している(H19:15,564ha→H29:13,831ha)。 ・「彩の国みどりの基金」を活用し、森林の再生や身近な緑の創出、県民運動の展開などに重点的に取り組む必要がある。 ・高齢化や人口減少により、管理・活用されない平地林や未利用地の増加や、緑の保全・創出を担うボランティアの高齢化と新たな担い手の確保が 課題である。	12 身近な緑の保全の推進
			13 身近な緑の創出の推進
		・緑被率の低い市街地への緑の創出が必要である。 ・緑化後に緑を良好な状態で継続的に維持・管理していくことが課題である。	14 森林の整備・保全
	5 生物多様性の保 全	・ 埼玉県生物多様性保全戦略] こより、継続して布少野生生物の保護や有害鳥獣・外来生物の防除に取り組む必要がある。 ・県民一体での取組を進めるため、今後も生物多様性保全にかかる意識の醸成や、地域における具体的な活動の活性化が重要である。 	15 生物多様性保全の全県展開
			16 希少野生動植物の保護の推進
			17 野生鳥獣の適正な保護管理
			18 侵略的外来生物の計画的防除
		たが必要である。 ・川との共生に取り組む団体(R1末:682団体)の高齢化やメンバーの固定化が問題となっており、持続可能な活動の支援が必要である。 ・河川水質の環境基準達成率は90%前後で推移しており、100%達成には一層の改善が求められる。 ・異常水質事故が年間200件前後発生しており、事業者・県民に対する未然防止の啓発や、発生時に迅速かつ的確に対応する体制を維持していく必要がある。	19 水辺空間の保全と共生
			20 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
			21 水循境の健生化と地盤境境の保生
	7 安全な大気環境等 の確保	・地震や風水害などの自然災害や事故に伴う石綿や化学物質の飛散・流出を最小限に抑える必要がある。 - 地震や風水害などの自然災害や事故に伴う石綿や化学物質の飛散・流出を最小限に抑える必要がある。	22 安全な大気環境の確保
			23 環境リスクの低減
			24 身近な生活環境の保全
Ⅲ 環境に配慮した 産業・地域・人づくり	8 経済との好循環と 環境科学・技術の振 興		25 環境に配慮した事業活動の支援
			26 環境情報の収集及び提供
			27 環境科学の振興と国際貢献
	9 地域資源の活用と 交流・連携による地域 づくり・人づくり	・生活を支えるサービス水準の低下やインフラの劣化、地域経済の衰退、厳しい財政状況といった都市の課題に対応するため、コンパクトなまちづく りを進めていく必要がある ・持続可能な地域づくりのため、地域資源を活用した取組、都市と農山村の住民が連携した取組を進めていく必要がある。 ・環境問題は、県民、市民団体、企業、行政など社会の各主体が環境問題に対して正しい理解と知識を持ち、環境に配慮した行動を実践していくこと	28 エネルギー利用に配慮したまちづくり
			29 環境と共生する地域づくりの推進
		が必要である。 ・環境学習については、環境問題への関心は高く、環境に配慮する行動についても一定の広がりはあるが、問題の解決にはより一層の行動が必要	30 環境の保全と創造に取り組む県民、企業、市民団体などとの交流・連携
		なため、地域や学校での環境学習の促進が必要である。	31 環境を守り育てる人づくり